

運営状況概要書

(株 6)

法人名 :

秋田空港ターミナルビル 株式会社

設立年月日 昭和53年11月10日

1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 成田 光明	資本金	750,000千円	県出資等額及び比率	250,000千円	(33.3%)	所管部課名	観光文化スポーツ部交通政策課	
設立目的	第4次秋田県総合開発計画に基づく高速交通体系整備の一環として、激増する航空運輸需要に応えるため、大型ジェット機が就航可能な新空港の建設が進められ、これに伴い今後飛躍的に増加する航空利用者に十分対応し、また、秋田県の「空の玄関」に相応しい旅客ターミナルビルを建設し、その運営にあたる会社を設立したものである。								
事業概要	空港ターミナルビル（旅客ビル・貨物ビル）の所有賃貸及び運営管理、航空旅客・航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、旅行用日用雑貨及び観光土産品等の販売、広告・宣伝及び広告代理業								
関連法令、県計画	空港法、秋田県総合交通ビジョン								
役員数 (R7.7.1現在)	取締役	監査役	評議員	計	職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		11		35	46
	3	7	1	2		4	9		

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	経営体质の強化を図りながら、安定的な経営基盤を確立し、十分な収益を上げる。 【目標】売上高（百万円） R4年度：1,153、R5年度：1,228、R6年度：1,228、R7年度：1,228 空港施設の利便性やサービスの向上に努め、顧客満足度の維持・向上を図る。 【目標】顧客満足度（pt） R4年度：75、R5年度：75、R6年度：75、R7年度：75				
取組	直営売店「あ・えーる」の新たな売れ筋商品の開拓やオリジナル商品の開発に取り組み、売上の拡大を図る。 【目標】直営売店売上高（百万円） R4年度：529、R5年度：594、R6年度：594、R7年度：594 館内スペースの高度利用を図るために、テナントや広告主の誘致、営業活動を強化する。 賃貸スペースに限りがあるため、テナント・広告主撤退時に営業活動を強化する。 市町村や企業と連携したイベントの開催や、地域住民に気軽に空港を利用してもらえるようなプロモーション活動を展開し、集客力の向上を図る。 【目標】イベント等の開催回数 年4回 ホームページやSNSを活用し、国内外に向けて空港や周辺情報の発信を強化する。 【目標】ツイッターの発信件数 年52回（週1回は必ず発信）				

3 財務

損益計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
売上高	1,394,178	1,510,934
売上原価	509,348	553,385
売上総利益	884,830	957,549
販売費及び一般管理費	667,391	682,851
人件費（売上原価含む）	192,072	196,249
営業利益（損失）	217,439	274,698
営業外収益	27,961	4,853
営業外費用		812
経常利益（損失）	244,588	279,551
特別利益	21,302	2,200
特別損失	40,631	14,475
法人税、住民税・事業税	70,285	81,556
当期純利益（損失）	154,974	185,720

貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	1,750,482	1,352,214
固定資産	2,275,474	3,029,163
資産計	4,025,956	4,381,377
流動負債	311,793	489,916
短期借入金		
固定負債	147,143	146,221
長期借入金		
負債計	458,936	636,137
資本金	750,000	750,000
利益剰余金等	2,817,020	2,995,239
純資産計	3,567,020	3,745,239
負債・純資産計	4,025,956	4,381,376

<主な経営指標>

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	120.8%	122.6%	+ 1.8
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	561.4%	276.0%	285.4
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	88.6%	85.5%	3.1
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
51,281	51,281	100.0%

県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名：

秋田空港ターミナルビル 株式会社

自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【令和6年度実績】 売上高：1,510百万円（前年度：1,394百万円、目標：1,228千円） 顧客満足度：75.9pt（前年度：77.5pt、目標：75pt） 直営売店売上高：668百万円（前年度：638百万円、目標：594百万円） ツイッターの発信件数：52回（週1回情報発信）（前年度：52回、目標：52回） イベント等の開催回数：5回（開港記念イベント、空の日祭り、空港クイズラリー、絵画コンテスト、池田修三氏の作品展示）（前年度：5回、目標：4回）			【令和6年度実績】 当期純利益：185,719千円（前年度：154,974千円） 経常利益：279,551千円（前年度：244,590千円） 営業利益：274,698千円（前年度：217,439千円） 売上高：1,510,934千円（前年度：1,394,178千円）		
【自己評価】 売上高は、行動計画に掲げた目標の数字を大幅に上回った。開港記念イベントは、来場者数が約800人と引き続き好評であり、他イベントについても盛況となっている。令和6年2月に開店した新規テナントも好調な売上であり、カードラウンジの利用も含め、増収に向けて取り組んでいく。 前年度目標値を達成した顧客満足度については、引き続きお客様からのご意見について、CS委員会及び部内会議で随時情報を共有し、改善に向けて取り組んだ結果、目標を達成することができた。また、令和6年3月に策定したユニバーサルデザイン推進計画に基づき、中央エレベーターも完成し、お客様が安全・安心・快適に利用できる環境をさらに整え、引き続き、空港全体で満足度の向上を図っていく。			【自己評価】 売上高に関しては昨年を上回り、前年度比で8.4%の増となったほか、台湾チャーター便の継続運航による免税売店の購入単価増、国内売店の客単価増やカードラウンジの利用者増による増収と、省エネ対策等による経費削減により営業利益は過去最高となった。 県からの財政的支援、累積債務はない。		

所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【所管課評価】 テナントの入れ替えや設備のリニューアル、プライベートブランド商品の開発など、稼ぐための基盤作りに積極的に取り組んでおり、高く評価できる。 顧客満足度調査も目標を達成している。ユニバーサルデザイン推進計画に基づいた整備も進んでおり、引き続き施設の利便性向上に取り組んでもらいたい。			【所管課評価】 令和6年度の経常利益は黒字であり、県から運営面に関する財政的支援は行っていない。累積債務もなく、経営は安定している。引き続き内部留保の積み増しに向けて、取り組んでいただきたい。		

委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	行動計画に定める目標については全て達成しているほか、過去最高の営業利益となるなど、安定した経営状況であると評価できる。

【委員からの提言】

各種イベントの開催やインバウンドの増加への対応など、顧客ニーズへの対応力を高めることにより、更なる増収を期待したい。 顧客満足度に関しては、利用者満足度の更なる向上の観点から目標値の上方修正についても検討されたい。
--

委員会評価を踏まえた対応方針	法人の対応方針	所管課の対応方針
一年を通じてイベントを企画・開催し、空港にぎわい創出に取り組むとともに、ラウンジのサービスや直営売店の商品ラインナップを充実させ、利用者の増加と経営の強化を図る。インバウンドについては、免税店において、季節に応じた旅客のニーズを捉えながら、魅力的な商品を展開していく。 ユニバーサルデザイン推進計画に基づいたハード・ソフト両面の環境整備と、スピーディかつきめ細やかなサービス提供により顧客満足度の向上を図るとともに、今後の目標値の上方修正についても検討していく。		秋田空港利用促進協議会や自治体と連携し、国際線ターミナルでの通訳配置や出迎えの実施など、インバウンド対応を支援する。 空港が実施する環境整備等の事業について、実施状況を確認し、更なる利用者満足度の向上につながるよう適宜助言・指導を行うとともに、目標値の修正について検討を行っていく。

法人名 秋田空港ターミナルビル(株)

令和7年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

定 款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、秋田空港ターミナルビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 秋田空港ターミナルビルの所有賃貸及び運営管理
- (2) 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- (3) 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品の販売
- (4) 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、薬品及び石油類の販売
- (5) 食堂及び喫茶業の経営
- (6) 広告、宣伝及び広告代理業
- (7) 駐車場運営業
- (8) 損害保険代理業及び貸自動車業
- (9) 航空思想の普及及び旅行案内に関する事業
- (10) 商品の販売代理店業
- (11) その他前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を秋田県秋田市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載してこれを行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は30万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

2 当会社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

(株式の取扱い)

第9条 当会社の株式の名義書換え、質権の設定、移転、消滅、その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、株式譲渡承認の請求等に関する手続き及び手数料については、取締役会の定めるところによる。

(届け出)

第10条 株主、質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社に届出るものとする。その変更があったときも同様とする。

第三章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から3ヵ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要な都度これを召集する。

2 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに株主に対し、これを発するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(株主総会の決議等の省略)

第15条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は 1 名とする。
- 2 株主または代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 17 条 当会社の取締役は 13 名以内とする。

(任期)

- 第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(相談役及び顧問)

- 第 20 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の欠員)

- 第 21 条 取締役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役相談役 1 名、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役 1 名及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役の職務権限)

- 第 23 条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社の業務を掌理する。
- 2 専務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の業務を掌理し、取締役社長に事故あるときは社長の職務を代行する。
- 3 常務取締役は、取締役会の決議をもって定めるところに従い、業務を分掌する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

3 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（同法第 2 条第 15 号に定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の欠員)

第33条 監査役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、法定の数を欠くことなく業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条の第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月末日とする。

(利益配当金)

第45条 株主配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に支払う。

(配当金等の除斥期間)

第46条 利益配当金及び諸交付金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお、受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

第八章 附 則

(会社創立の際発行する株式)

第47条 当会社は、設立の際額面株式3万4千株を発行する。

(発起人の氏名及び住所)

第48条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式は、次のとおりである。

額面株式 12,500株

住 所 秋田市山王四丁目1番1号

氏 名 秋田県知事 小畠勇二郎

額面株式 2, 500株
住 所 秋田市山王一丁目1番1号
氏 名 秋田市長 高田景次

額面株式 1, 000株
住 所 河辺郡雄和町石田字上大部140番地の1
氏 名 雄和町長 工藤清一郎

額面株式 1, 000株
住 所 秋田市山王三丁目2番1号
氏 名 株式会社秋田銀行取締役頭取 前田實

額面株式 750株
住 所 秋田市大町一丁目2番6号
氏 名 株式会社秋田魁新報社取締役社長 倉田儀一

額面株式 750株
住 所 秋田市旭北錦町4番58号
氏 名 秋田中央交通株式会社 取締役社長 渡邊靖彦

額面株式 250株
住 所 秋田市八橋戸川原64番の2
氏 名 秋田県共済農業協同組合連合会会長理事 土肥大四郎

額面株式 350株
住 所 秋田市旭北錦町1番47号
氏 名 秋田商工会議所会頭 松本修二

附則（経過措置）

1. この定款の変更は、昭和 57 年 10 月 1 日から実施する。ただし、第 29 条、第 30 条、第 31 条の削除については決議の日から実施する。
2. この定款の変更は、平成 4 年 6 月 29 日から実施する。
3. この定款の変更は、平成 6 年 6 月 27 日から実施する。
4. この定款の変更は、平成 8 年 6 月 26 日から実施する。
5. この定款の変更は、平成 11 年 6 月 30 日から実施する。
6. この定款の変更は、平成 15 年 6 月 20 日から実施する。
7. この定款の変更は、平成 17 年 6 月 27 日から実施する。
8. この定款の変更は、平成 18 年 6 月 30 日から実施する。
9. この定款の変更は、平成 27 年 6 月 23 日から実施する。
10. この定款の変更は、令和 2 年 6 月 25 日から実施する。
11. この定款の変更は、令和 5 年 6 月 27 日から実施する。
12. この定款の変更は、令和 6 年 6 月 26 日から実施する。
13. この定款の変更は、令和 7 年 6 月 27 日から実施する。

以上は、秋田空港ターミナルビル株式会社の定款である。

秋田市雄和椿川字山籠 4 9 番地
秋田空港ターミナルビル株式会社
代表取締役 前川 浩

株 主 名 簿

(平成 11 年 10 月 1 日新規作成)

(令和 4 年 12 月 8 日更新)

秋田空港ターミナルビル株式会社

株主名簿一覧表

- 1 会社が発行する株式の総数 30万株
 2 発行済株式の総数 7万5千株
 3 当期末株主総数 18名
 4 株主の状況

(令和4年12月8日現在)

No	株 主 名	持株数	出資比率	摘要
1	秋 田 県	25,000	33.3%	
2	秋 田 市	8,000	10.7%	
3	A N A ホールディングス株式会社	7,800	10.4%	
4	日本航空株式会社	7,500	10.0%	
5	株式会社日本政策投資銀行	7,000	9.3%	
6	株式会社秋田銀行	3,600	4.8%	
7	株式会社北都銀行	3,600	4.8%	
8	株式会社秋田魁新報社	2,000	2.7%	
9	羽後交通株式会社	1,500	2.0%	
10	秋田中央交通株式会社	1,500	2.0%	
11	日本通運株式会社	1,500	2.0%	
12	東北電力株式会社	1,500	2.0%	
13	株式会社秋田放送	1,000	1.3%	
14	秋田テレビ株式会社	1,000	1.3%	
15	秋北バス株式会社	1,000	1.3%	
16	秋田商工會議所	500	0.7%	
17	全国共済農業協同組合連合会	500	0.7%	
18	東部瓦斯株式会社	500	0.7%	
合 計		75,000	100.0%	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田空港ターミナルビル（株）

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	成田 光明	秋田県東京事務所長
2	専務取締役	坂本 雅和	秋田県觀光戦略課 シニアエキスパート
3	取締役	大木 淳雄	ANAあきんど㈱
4	取締役	岡部 研一	秋田県觀光文化 スポーツ部長
5	取締役	柿崎 武彦	秋田市副市長
6	取締役	橋本 茂男	日本航空㈱ 秋田支店長
7	取締役	佐川 博之	㈱秋田魁新報社 代表取締役社長
8	取締役	渡邊 綱平	秋田中央交通㈱ 代表取締役社長
9	取締役	塚本 城太郎	㈱秋田銀行執行役員本店・八 橋エリア統括本店営業部長
10	取締役	小西 晓	㈱北都銀行執行役員本店営業 部長
11	常勤監査役	佐藤 真	
12	監査役	齋藤 善一	羽後交通㈱ 代表取締役社長
13	監査役	星 憲太郎	㈱日本政策投資銀行東北支店 次長
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和 7 年度予算（案）について

1 航空旅客数の見込み

(1) 国内線（定期便）

令和 6 年度の第 3 四半期までの航空旅客数は、対前年比 101.4% と若干増加したもの、コロナ前の令和元年度同期比では 89.3% にとどまっている。

令和 7 年度においても航空機材の更なる小型化による提供座席数の減少が予定されており、搭乗率は多少アップすると想定されるものの、全体の航空旅客数は元年度の 90% と見込む。なお、当該数字に関しては、これ以上増えることは想定せず、上限として経営にあたる。

(2) 国際線（チャーター便）

令和 7 年度のチャーター便については、現行の台湾便（週 2 往復）の通年運航を見込んでいる。

2 基本方針

令和 7 年度の営業利益は、人件費の高騰や電気料金をはじめとする様々なコスト増を踏まえ、今年度の目標 250 百万円を若干下回る 237 百万円と見込んでいる。

厳しい経営環境の中、目標を達成するためには、当ビルを利用するお客様の一人当たりの消費額を上げるための取組を進めるとともに、秋田犬ぬいぐるみやプライベートブランド（P B）商品「秋田の極み」シリーズなど、他にはない特色ある商品を中心に、これまで以上に当ビル以外での営業活動も活発に展開し、新たな販路を拡大していく必要がある。

このため、これまで以上に、県内の酒蔵や食品製造業者等との連携による試飲・試食販売会の開催や P B 商品の新たな展開、各種イベント等への出店などの外販の強化、個人待合室「ROYALSKY LOUNGE」の新たな利用者層の拡大など、更なる収益力アップを図ると同時に、引き続き節電対策の強化や業務改善の取組などによりコスト削減に努めていく。

こうした取組と併せ、引き続き、「秋田空港におけるユニバーサルデザイン推進計画」に基づく空港づくりを推し進め、「空港を利用する全ての人が安心・安全に、そして快適に利用できる空港」の実現に向け、必要な事業・取組を積極的に実施する。

3 損益の見通し

令和 7 年度における売上は、今年度を上回る 1,532 百万円を見込んでいる。

不動産事業収入は、引き続き台湾チャーター便の通年運航が想定されることから、今年度とほぼ同額程度（前年度比 100.4%）を見込んでいる。

直営事業収入は、国内売店の売上は国内線の航空旅客数の見通しをもとに、国際線の免

税店の売上も含め、前年度比 102.4%と見込んでいる。

付帯事業収入のうち個人待合室「ROYAL SKY LOUNGE」については、提携する一部のクレジット会社がラウンジの無料サービス提供を終了することから、7年度の年間利用者数は好調だった今年度の実績見込み（約99千人）よりも8%程度の減となる想定だが、新規の提携クレジット会社の獲得や契約利用料金の値上げ等により、売上額は今年度実績見込みを上回る81百万円を目指す。

支出のうち、人件費については、社員のモチベーションアップに繋がる給与の改善を引き続き行うこととし、前年度比7.5%増、その他の経費については、水道光熱費は9.5%増、ビル管理維持費は12.0%増、新たに整備した非常用発電機や国内線中央エレベーターなどによる減価償却費9.6%増など、販売費及び一般管理費は合計で前年度比6.8%増の729百万円を見込んでいる。

その結果、通期の営業利益は237百万円を見込んでいる。

4 主な実施事項

(1) ユニバーサルデザイン推進計画に基づくハード・ソフトの推進

① ハード面

- | | |
|------------------|-------------|
| ア) トイレ改修（設計監理含む） | 56,000 千円 |
| イ) 階段手すり改修 | 2,500 千円 |
| ウ) カームダウンルームの新設 | 2,000 千円 |
| エ) 館内案内サインの整備 | 1,000 千円 など |

② ソフト面

県内の特別支援学校の生徒、保護者、引率教員などを空港に招き、教育旅行時に備えた航空機利用の事前学習会を開催するとともに、社員向けの各種ユニバーサルデザイン研修会を実施する。

(2) 施設設備の更新等

経年劣化している施設設備を計画的に更新する。

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 航空会社貨物担当社員用休憩室の整備 | 20,000 千円 |
| ② 凈化槽用高圧ケーブル更新 | 3,700 千円 |
| ③ 直営売店什器の更新（冷蔵庫、陳列棚等） | 3,600 千円 |
| ④ 放射冷却シートの貼付（新EVガラス壁面） | 3,000 千円 |
| ⑤ リムジンバス乗場舗装修繕 | 2,000 千円 など |

(3) 空港の賑わい創出

航空機利用者だけでなく、多くの県民に足を運んでいただくため、これまでの開港記念イベントや空の日祭り、写真コンテストやクイズラリーなどに加え、新たに空港ピアノを活用した演奏会や県内書道家などの作品展なども開催する。

こうした取組に加え、3階送迎デッキにフォトスポットとして秋田犬のオブジェを設置するとともに、ラウンジを活用した各種イベントを開催するなど、立ち寄り先としての魅力アップを図り、さらなる誘客に努める。

① 送迎デッキの秋田犬のオブジェ設置 2,500千円

(4) ビル内外での収益力アップの取組

これまで以上に2階にぎわい広場を活用した県内の蔵元や食品メーカーによる試飲・試食会や民芸品業者による展示販売会を定期的に開催するほか、県内外の各種イベント等に出店し、秋田空港オリジナルのPB商品やインバウンド客に人気の秋田犬のぬいぐるみなどを販売する、いわゆる外販にも力を入れていく。

令和7年2月に売店内に新設したスペシャル・セレクションコーナーでは、県内の拘りの商品や秋田ならではの逸品を展示・販売するだけでなく、QRコードにより商品の作り手側のPRを行う取組も開始している。

こうした取組に加え、お客様の視覚に訴えて購買を促進するマーケティング手法、VMD(ビジュアル・マーチャンダイジング)を導入した、購入しやすい売り場づくりを進めしていく。

(5) コスト削減に向けた取組

引き続き、各種施設設備の適正管理や電力消費を抑えるための様々な省エネルギー対策を実施するとともに、新たな電子契約システム導入による印紙代や郵送料の節減など、細部にわたり、コスト削減対策に努める。

(6) 働きがいのある職場づくり

社員が健康で意欲をもって業務に取り組めるよう、従業員の健康に配慮した取り組みを実施し「健康経営優良法人」の継続的な認定を目指すとともに、持続可能な地域社会の実現を図るため、秋田県SDGsを継続する。

また、カスタマーハラスメント防止のための基本方針を発表し、社員を守るためのカスハラ対策の取組を進める。

以上

令和7年度損益予算及び設備投資予算並びに資金繰り計画（案）

1 損益予算

(単位：千円)

科 目	金額	不動産事業部門	直営事業部門	総務管理部門	R6年度決算見込	前年度比較
売 上 高	1,532,864	742,864	790,000	－	1,502,445	102.0%
不動産事業収入	620,379	620,379	－	－	617,736	100.4%
賃貸収入	180,165	180,165	－	－	179,193	100.5%
施設使用料収入	333,372	333,372	－	－	333,597	99.9%
管理費収入	106,842	106,842	－	－	104,946	101.8%
直営事業収入	790,000	－	790,000	－	771,640	102.4%
売店売上	731,000	－	731,000	－	713,110	102.5%
免税店売上	59,000	－	59,000	－	58,530	100.8%
付帯事業収入	122,485	122,485	－	－	113,069	108.3%
売上歩合収入	7,017	7,017	－	－	6,882	102.0%
広告収入	30,398	30,398	－	－	28,988	104.9%
個人待合室等収入	82,477	82,477	－	－	74,651	110.5%
その他収入	2,593	2,593	－	－	2,547	101.8%
売上原価	565,779	11,244	554,535	－	552,852	102.3%
売店仕入	554,535	－	554,535	－	543,587	102.0%
個人待合室等仕入	11,244	11,244	－	－	9,265	121.4%
売上総利益	967,084	731,620	235,464	－	955,709	101.2%
販売費及び一般管理費	729,380	445,302	156,843	127,235	682,848	106.8%
人件費等	217,903	41,245	100,557	76,100	202,680	107.5%
旅費交通費	8,041	1,360	1,524	5,157	9,675	83.1%
水道光熱費	93,201	88,254	4,947	－	85,131	109.5%
ビル管理維持費	60,589	60,589	－	－	54,107	112.0%
清掃費	49,013	49,013	－	－	48,677	100.7%
消耗品費	15,091	5,069	8,472	1,550	13,526	111.6%
修繕費	13,976	13,696	280	－	15,202	91.9%
支払手数料	38,099	4,460	21,575	12,063	34,041	111.9%
租税公課	31,399	20,869	2	10,528	31,106	100.9%
交際費	1,943	94	119	1,730	2,449	79.3%
広告宣伝費	1,060	－	－	1,060	866	122.4%
業務委託費	10,487	2,304	4,253	3,930	7,649	137.1%
減価償却費	145,907	133,151	11,874	882	133,110	109.6%
その他経費	42,672	25,198	3,239	14,235	44,628	95.6%
営業利益	237,704	286,318	78,621	△ 127,235	272,860	87.1%

(注) 千円以下は、切り捨てています。

2 設備投資予算

令和7年度の主な設備投資（資産計上分）は、以下のとおりです。

(単位：千円)

No.	実 施 名	金 額	備 考
1	トイレ改修工事	56,000	空港の利便性向上やユニバーサルデザインへの対応のため 計画している館内トイレの改修工事。 改修箇所はコンペにより選定するが、全5箇所のうち、1 ～2箇所を年度内施工する。
2	航空会社貨物担当社員休憩室設置	20,000	航空会社からの要望を踏まえ、現在の貨物棟の西側に新た に航空会社の貨物担当の男子休憩室（70m ² 程度）を設置す る。
合 計		76,000	

(注) 1千万円以上の設備投資を記載しております。

3 資金繰り計画

(単位：千円)

項 目	令和6年度見込	令和7年度
前年度繰越高 (1)	2,259,578	1,920,360
経常収入 (2)	1,653,545	1,680,250
経常支出 (3)	1,170,435	1,222,522
経常收支 (4) = (2) - (3)	483,110	457,728
設備等収入 (5)	-	-
設備等支出 (6) 【固定資産取得】	152,245	372,768
設備等收支 (7) = (5) - (6)	△ 152,245	△ 372,768
その他収入 (8) 【国債償還・預かり金保証金他】	353,746	620,000
その他支出 (9) 【国債購入・法人税等・配当金他】	1,023,829	669,092
その他収支 (10) = (8) - (9)	△ 670,083	△ 49,092
繰越高 (1) + (4) + (7) + (10)	1,920,360	1,956,228

法人名 秋田空港ターミナルビル(株)

令和 6 年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

第 47 期 報 告 書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

秋田空港ターミナルビル株式会社

事 業 報 告

1. 会社の現状に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における秋田空港の国内線航空旅客数（定期便）は、全体で前期比 3.2%増（+38,120 人）の 1,218,915 人となったものの、コロナ前の令和元年度比では 94.7%にとどまっている。

路線別では、東京線は前期比 3.9%増（+30,186 人）、名古屋線は前期比 6.4%増（+4,425 人）、札幌線は前期比 2.4%減（-2,807 人）、大阪線は前期比 2.7%増（+6,316 人）と札幌線を除く路線で前期を上回っている。

また、国際線では令和 5 年 12 月から運航が開始された台湾チャーター便（週 2 日）は、当期の平均搭乗率が 88.8%と高い搭乗率を維持しており、本年 10 月末まで運航継続が決まっている。

国内定期便に国内・国際のチャーター便を加えた全体の航空旅客総数は、前期比 5.0%増（+60,109 人）の 1,252,224 人となった。

◇国内定期路線（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

		(前年度同期比)	(令和元年度同期比)
東 京 線 (A N A)	522,846 人	(+ 4.9%)	(△ 3.2%)
東 京 線 (J A L)	268,370 人	(+ 2.2%)	(△17.1%)
計	791,216 人	(+ 3.9%)	(△ 8.4%)
名古屋(中部国際)線 (O R C)	73,557 人	(+ 6.4%)	(+ 0.4%)
計	73,557 人	(+ 6.4%)	(+ 0.4%)
札幌(千歳)線 (A N A)	74,921 人	(+12.9%)	(+24.2%)
札幌(丘珠)線 (H A C)	40,559 人	(△21.9%)	(△29.8%)
計	115,480 人	(△ 2.4%)	(△ 2.2%)
大阪(伊丹)線 (A N A)	119,741 人	(+ 4.3%)	(+10.6%)
大阪(伊丹)線 (J A L)	118,921 人	(+ 1.2%)	(△ 3.2%)
計	238,662 人	(+ 2.7%)	(+ 3.2%)
合 計	1,218,915 人	(+ 3.2%)	(△5.3%)
		(+38,120 人)	(△67,817 人)

※名古屋(中部国際)線は以前に運航していたA N Aとの合算比較

※札幌(丘珠)線は以前に運航していた札幌(千歳)線 (J A L)との合算比較

◇国内チャーター便（同）

日 本 航 空	382 人	徳島/松山(8便)
---------	-------	-----------

国 内 計 1,219,297 人 (前年比 3.3%増、38,364 人増)

◇国際チャーター便（同）	
タイガーエア台湾	32,927人（206便）
国際計	32,927人（前年度比194.5%増、21,745人増）
総計	1,252,224人（前年度比5.0%増、60,109人増）

当期における部門別事業の状況及び経営概況は、次のとおりである。

＜不動産事業＞

不動産事業収入については、レストラン等テナントの歩合制家賃の増収や台湾チャーター便の通年運航による国際線ビルの賃貸料や施設使用料の増収等により、前期比で7.5%増となっている。

工事については、令和6年3月に策定した「秋田空港におけるユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、国内線ビルの中央部に新たにエレベーターを設置する工事や授乳室の改修工事、さらには障害者や高齢者等をサポートするための無人案内所(スペシャルアシスタンスブース)を設置したほか、航空機利用以外のお客様にも空港に足を運んでいただくため、3階送迎デッキのリニューアル工事を実施した。

また、全館をカバーできる新たな非常用自家発電設備が完成し、これにより停電時には使用できなかった一部のエレベーターやトイレ等も含め、館内の全ての施設・設備が非常時も支障なく使えるようになった。

＜直営事業＞

国内直営売店は、航空旅客数が前年から増加したなかで、取込率39.6%と微減となったが、商品ラインナップや商品陳列方法の見直し等により、客単価は2,755円と前年を大幅に上回ったことで、売上高は、航空旅客数の伸びを上回る前年比3.6%増という結果となった。

また、免税店は、タイガーエア台湾が年間を通して安定して運航したなかで、台湾のお客様のニーズに合わせた品揃えと店頭に中国語を話せるスタッフを配置することで、菓子類などを中心に売上高は60,753千円、1日平均で590千円と計画値を大幅に上回った。

◇直営売店の購入単価と取込率

	購入単価(円)	取込率(%)	売上高(千円)
令和元年度	2,311	38.2	567,757
令和5年度	2,694	40.4	637,627
令和6年度	2,755	39.6	660,806
(前年度比較)	(61円増)	(0.8%減)	(3.6%増)
(令和元年度比較)	(444円増)	(1.4%増)	(16.4%増)

(注) 売上高は店舗内のレジ売上額で、EC売上及び売掛金は含まれていない。

<付帯事業>

広告収入が前期比で若干減少したものの、個人待合室 ROYAL SKY LOUNGE の 1 日当たりの平均利用者数が 272 人（前期 228 人）と大幅に増えたことにより、全体で 6.6% の増収となった。

個人待合室については、より多くのお客様に気軽に利用していただくため、全国の空港に先駆けて障害者割引制度を導入するとともに、県が推進している「あきた子育てふれあいカード協賛店」に登録し、ROYAL SKY LOUNGE 利用者に同伴する、県内在住の中学生までを無料化した。

また、全国の空港ラウンジのなかでも唯一無二のラウンジを目指し、新たに癒し空間を演出する「熱帯魚水槽」を設置したほか、にかほ市や県観光連盟と連携して「にかほ市 week in 秋田空港」を開催し、ラウンジ内で地酒を船上で熟成させた「漁船酒 madara」の試飲販売や地元特産物の P R を行うなど、地域の魅力を発信した。

<その他事業>

今後ますます増加が見込まれるインバウンド客にも対応するため、新たに運航情報提供システム（Flight Information Display System）を更新し、最新の運航情報を多言語表記（5か国語）で提供するとともに、出発地から目的地までの経路検索や利用する航空機や到着後のリムジンバス等の 2 次交通の予約等を行うことができるシステムを空港ホームページにリンクさせ、お客様の利便性の向上に努めた。

また、航空機利用者以外のお客様にも足を運んでいただける空港を目指すとともに、当空港内のみならず空港外での物品販売や誘客プロモーションにも力を入れている。

- ◇にかほ市と連携した池田修三氏の作品展示
- ◇「秋田空港開港記念イベント」や「空の日まつり」の開催
- ◇夏休み企画の「こども絵画コンテスト」や「秋田空港謎解きトレジャーラリー」の実施
- ◇Instagram を活用した「空港フォトコンテスト」の開催
- ◇県の大型観光キャンペーンに合わせ、LED を灯したミニかまくらを制作し歓迎のお出迎えを演出
- ◇北東北 5 空港共同による情報誌「ふらっと北東北」の作成及び、伊丹空港や関西の旅行会社などへの訪問 P R
- ◇大阪伊丹空港で開催された「大阪国際空港雪まつり」への出店参加など

今後の空港ビル運営の重要な指針としているユニバーサルデザインの推進については、ハード整備のみならず、ソフト面の取組として、広く空港関係者に呼びかけ、空港内で障害者対応セミナーを開催するとともに、車いす利用者へのサポート実技を学ぶ、社員向けの研修会や、特別支援学校の生徒、保護者、引率教員などを空港に招いて、修学旅行時に備えた航空機利用の事前学習会を実施するなど、「すべてのお客様が安心、安全に、そして快適に利用できる空港」を目指して取り組んでいる。

<経営概況>

航空旅客数が令和元年度比で94.7%にとどまっているなかで、売上高は1,510,934千円（前期比8.4%増）となり、前期はもとより令和元年度をも上回った。

不動産事業収入は、レストラン等テナントの歩合制家賃の增收等により618,876千円（前期比7.5%増）となった。

直営事業収入は、航空旅客数が増加したこと等により、776,058千円（前期比9.4%増）と増加した。

また、付帯事業収入も、個人待合室の利用客が増えたこと等により115,999千円（前期比6.6%増）と大幅に増加した。

売上原価は、国内売店や免税店の売上増に伴い553,385千円（前期比8.6%増）となり、売上総利益は957,548千円（前期比8.2%増）となった。

一方、販売費及び一般管理費は、省エネ対策による電気料金等の削減により、682,850千円（前期比2.3%増）と前期とほぼ同額に抑えることができた。

その結果、営業利益は274,698千円（前期比57,259千円増、26.3%増）と大幅増となり、令和6年度当初に掲げた営業利益目標（250,000千円）超えを達成した。

経常利益は279,551千円（前期比34,962千円増、14.3%増）となり、当期純利益は185,719千円（前期比30,745千円増、19.8%増）となった。

(2) 設備投資等の状況

当期において取得した設備投資の総額は、329,381千円であり、主な工事は次のとおりである。なお、当該設備投資の資金調達については、自己資金と補助金により賄った。

(単位：千円)

実施名	金額	備考
非常用自家発電設備設置工事	152,589	
国内線ビル中央エレベーター設置工事	79,961	
新免税システム国内売店POS更新	29,360	
3階送迎デッキ改装工事	16,639	
FISサーバー更新	9,492	
国内線・国際線防犯カメラ更新工事	6,590	
秋田空港授乳室改修工事	4,669	（うち補助金200千円）

(3) 対処すべき課題

当期は開港以来最高の営業利益を確保したものの、今後の空港経営を展望すると二つの大きな課題がある。

一つは営業利益の継続的・安定的確保である。

航空旅客数はコロナ前の状態まで回復することはないと判断されるが、売上高は現状程度の数字で推移すれば 15 億円程度は確保できていく見込みである。

一方、営業利益に関しては、年々増加している人件費やこれまでの設備投資に伴う減価償却の増大が、今後しばらくの間、圧迫要因となり、経営環境そのものは、厳しさを増していくものと判断される。

そうしたなかにあっても、15%台の営業利益率を維持していくため、取組をさらに強化していく必要がある。

特に重要なのが、直営売店あ・えーるにおける更なる売上強化である。売店売上は 7 億円を突破し順調に推移しているが、プライベートブランド (PB) 商品「秋田の極み」シリーズの販売強化や新商品の開発、秋田犬ぬいぐるみの新商品開発といった取組に加え、節目節目での「商品の棚卸」を実施し、「売れる商品」展開を徹底していくことである。

また、ROYALSKY LOUNGE の利用者増の確保と収入の増大も図っていく。カードラウンジとしては全国的に高い評価を得ており、リピーターも多く利用者数も 10 万人まであと一歩というところまで漕ぎつけている。

本年 5 月末をもってカード会社一社との契約が終了するものの、この影響を最小限に抑え、独自の良質なサービスを継続していくとともに、SNS 等の情報発信も強化しながら、利用者の更なる増加を図り、収入を増大させていく。

もう一つの課題は、今後の空港の運営方針の重要事項として位置付けている、ユニバーサルデザインの推進である。

「秋田空港におけるユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、昨年度からハード・ソフトの取組をスタートさせ、本年度はトイレ整備を進めていく。

ソフトの取組に関しては、本年 4 月から供用開始となった「スペシャルアシスタンスブース」の利活用も促し、取組を加速していくが、大切なことは、全ての社員が「当事者」をみたら、「何か困りごとはありませんか」と自然と声掛けできるようになることである。

本年度は、各種研修に加えて、空港を利用する皆さんへの聞き取り調査などを実施し取組の評価を行いながら、「空港を利用する全ての人が安心・安全に、そして快適に利用できる空港」としての充実を図っていく必要がある。

(4) 財産及び損益の状況

直前3事業年度の財産及び損益の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	44期 (R3.4～R4.3)	45期 (R4.4～R5.3)	46期 (R5.4～R6.3)	47期(当期) (R6.4～R7.3)
売上高	846,708	1,219,043	1,394,178	1,510,934
営業利益	70,249	141,846	217,439	274,698
経常利益	97,202	143,387	244,589	279,551
当期純利益	128,667	94,799	154,974	185,719
1株当たり 当期純利益	1,715円56銭	1,263円99銭	2,066円32銭	2,476円26銭
総資産	3,667,723	3,877,282	4,025,956	4,381,376
純資産	3,324,746	3,419,545	3,567,019	3,745,239
1株当たり 純資産	44,329円95銭	45,593円94銭	47,560円26銭	49,936円52銭

(5) 主要な事業内容

当社の主な事業は、以下のとおりである。

- ①空港ターミナルビル（旅客ビル及び貨物ビル）の賃貸及び管理運営
- ②航空旅客、航空事業者及び航空貨物事業者に対する役務の提供
- ③広告宣伝及び広告代理業
- ④観光土産品その他の物品販売
- ⑤商品の販売代理店業

(6) 事業所の所在地

本社 秋田市雄和椿川字山籠49番地

(7) 従業員の状況

(令和7年3月31日現在)

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	0名	40.9歳	11年10ヶ月

(注) 役員及び嘱託職員、契約社員並びにパート社員は除く。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000 株

(2) 発行済株式の総数 75,000 株

(3) 株主数 18 名

(4) 大株主

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
秋 田 県	25,000 株	33.3%
秋 田 市	8,000 株	10.6%
ANAホールディングス株式会社	7,800 株	10.4%
日本航空株式会社	7,500 株	10.0%
株式会社日本政策投資銀行	7,000 株	9.3%
株式会社秋田銀行	3,600 株	4.8%
株式会社北都銀行	3,600 株	4.8%
株式会社秋田魁新報社	2,000 株	2.7%
羽後交通株式会社	1,500 株	2.0%
秋田中央交通株式会社	1,500 株	2.0%
日本通運株式会社	1,500 株	2.0%
東北電力株式会社	1,500 株	2.0%

(5) その他重要な事項

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

(令和7年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当又は主な職業並びに兼務の状況
代表取締役社長	前 川 浩	
専務取締役	成 田 光 明	
取 締 役	大 木 淳 雄	事業部長
同	石 黒 道 人	秋田県 観光文化スポーツ部長
同	鎌 田 潔	秋田市 副市長
同	橋 本 茂 男	日本航空株式会社 秋田支店長
同	塚 本 城 太 郎	株式会社秋田銀行 執行役員本店・八橋エリア 統括本店営業部長
同	渡 邊 幸 一	株式会社北都銀行 執行役員本店営業部長
同	佐 川 博 之	株式会社秋田魁新報社 代表取締役社長
同	渡 邊 綱 平	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	佐 藤 真	
監 査 役	星 憲 太 郎	株式会社日本政策投資銀行 東北支店次長
同	齋 藤 善 一	羽後交通株式会社 代表取締役社長

(注)

1. 会社法第2条第15号に定める社外取締役

石黒道人氏、鎌田潔氏、橋本茂男氏、塚本城太郎氏、渡邊幸一氏、佐川博之氏、
渡邊綱平氏

2. 会社法第2条第16号に定める社外監査役

佐藤真氏、星憲太郎氏、齋藤善一氏

3. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動

<就任監査役> 監査役 星憲太郎氏は、令和6年6月25日開催の第46期定時
株主総会において、監査役に再任され就任した。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

公認会計士 菅 希代美

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりあります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び取締役会は、法令や社会的な倫理・規範を守って行動するという法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の重要課題の一つとして認識し、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、違反・不正行為の未然防止・再発防止を徹底する。そのためのコンプライアンス教育及び研修を実施し、取締役及び使用人におけるコンプライアンスに対する意識の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議（決裁）書及び社内申請書等取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の取扱いについては、法令及び文書取扱規程に従い、適正な保存・管理を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理を統括する部門は、総務管理部とし、リスク管理方針及びガイドラインに基づき適切なリスク管理体制の構築及び運用を図る。

②各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理を統括する総務管理部へ定期的にリスク管理の状況を報告し、リスクの未然防止・再発防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、四半期毎の取締役会のほか、適宜取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補佐する使用者を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。

②監査役の職務を補佐する使用者の人事異動、懲戒処分は監査役の意見を尊重した上で行う。

(6) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の重要な会議に出席するほか必要に応じて取締役及び使用者に対して説明を求めるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

貸 借 対 照 表

(令和 7年 3月 31日現在)

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,352,213,705	流動負債	489,916,283
現金・普通預金	625,509,463	買掛金	37,578,415
定期預金	620,000,000	未払金	343,128,320
売掛金	23,703,378	仮受金	15,000
未収入金	27,766,913	未払法人税等	47,228,000
未収還付消費税	3,831,700	預り金	2,415,659
商品	36,334,555	前受収益	42,715,289
貯蔵品	6,198,702	賞与引当金	6,256,928
前払費用	1,812,994	リース債務	10,578,672
預け金	7,056,000	固定負債	146,220,718
		退職給付引当金	51,281,950
固定資産	3,029,162,795	預り保証金	12,954,060
有形固定資産	1,749,655,504	リース債務	81,984,708
建物	1,507,004,399	負債合計	636,137,001
構築物	53,813,303	(純資産の部)	
機械装置	17,553,686	株主資本	3,745,239,499
車両運搬具	1	資本金	750,000,000
器具備品	78,720,735	利益剰余金	2,995,239,499
リース資産	92,563,380	利益準備金	64,000,000
		その他利益剰余金	2,931,239,499
無形固定資産	16,270,314	施設整備積立金	1,159,490,000
著作権	100,000	別途積立金	910,000,000
ソフトウェア	15,531,015	繰越利益剰余金	861,749,499
電話加入権	639,299		
投資その他の資産	1,263,236,977		
投資有価証券	1,191,070,977		
繰延税金資産	72,166,000	純資産合計	3,745,239,499
資産合計	4,381,376,500	負債純資産合計	4,381,376,500

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
売 上 高	1,510,934,655
不 動 产 事 業 収 入	618,876,844
直 営 事 業 収 入	776,058,738
付 帯 事 業 収 入	115,999,073
売 上 原 価	553,385,659
売 上 総 利 益	957,548,996
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	682,850,882
營 業 利 益	274,698,114
營 業 外 収 益	4,853,372
受 取 利 息	3,572,987
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	61,000
雜 収 入	1,219,385
經 常 利 益	279,551,486
特 別 利 益	2,200,000
補 助 金 収 入	2,200,000
特 別 損 失	14,475,818
固 定 資 產 除 却 損	7,893,137
固 定 資 產 圧 縮 損	151,023
固 定 資 產 撤 去 費	6,431,658
稅 引 前 当 期 純 利 益	267,275,668
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	78,090,026
法 人 稅 等 調 整 額	3,466,000
当 期 純 利 益	81,556,026
	185,719,642

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(単位:円)

	株主資本							純資産合計 株主資本合計	
	資本金	利益剰余金							
		利益準備金	その他の利益剰余金	施設整備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	750,000,000	63,250,000	1,109,490,000	910,000,000	734,279,857	2,817,019,857	3,567,019,857	3,567,019,857	
当期変動額									
剩余金の配当					△ 7,500,000	△ 7,500,000	△ 7,500,000	△ 7,500,000	
剩余金の配当に伴う積立		750,000			△ 750,000	-	-	-	
施設整備積立金の積立			50,000,000		△ 50,000,000	-	-	-	
当期純利益					185,719,642	185,719,642	185,719,642	185,719,642	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-	-	-	
当期変動額合計	-	750,000	50,000,000	-	127,469,642	178,219,642	178,219,642	178,219,642	
当期末残高	750,000,000	64,000,000	1,159,490,000	910,000,000	861,749,499	2,995,239,499	3,745,239,499	3,745,239,499	

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品・・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法　ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法　ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額（100%）を計上しております。また、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、内規（役員退職慰労金支給規程）に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

なお、当期末における役員退職慰労金の期末要支給額は、14,821千円であります。

(4) 収益および費用の計上基準

賃貸に関する収益については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等を適用し、不動産賃貸契約書等に基づき、その貸付期間に対応する金額で収益を認識しています。また、顧客との契約から生じる収益については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積に関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　72,166千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、期末の一時差異等のうち将来の課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、見積られた繰延税金資産は回収可能性があるものと判断し、計上しております。

繰延税金資産の回収可能性については、計算書類作成時における入手可能な情報に基づいて、毎期慎重に見直しを行っておりますが、市場の動向や経済情勢の変化等により、将来の課税所得の見積額が変動した場合、翌会計年度において繰延税金資産の取崩し又は追加の計上が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,785,430 千円
上記金額には減損損失累計額	364,577 千円が含まれております。
(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	283,363 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数	75,000 株
(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
令和6年6月25日開催の定時株主総会	
① 配当金の総額	7,500,000 円
② 配当原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当金	100 円
④ 配当基準日	令和6年3月31日
⑤ 効力発生日	令和6年6月25日
(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
令和7年6月27日開催の定時株主総会で決議予定	
① 配当金の総額	7,500,000 円
② 配当原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当金	100 円
④ 配当基準日	令和7年3月31日
⑤ 効力発生日	令和7年6月27日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
①未払事業税	2,857 千円
②賞与引当金損金算入限度超過額	1,902 千円
③退職給付引当金損金算入限度超過額	15,589 千円
④未払事業所税	641 千円
⑤一括償却資産	939 千円
⑥減損損失	<u>54,741</u> 千円

繰延税金資産 小計	76,672 千円
評価性引当額	△4,505 千円
繰延税金資産 合計	<u>72,166 千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性を考慮して定期性預金で運用しております。また、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、社内ルールに沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次とおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金預金	1,245,509	1,245,509	—
② 売掛金及び未収入金	51,470	51,470	—
③ 預け金	7,056	7,056	—
④ 投資有価証券	1,191,070	1,184,550	△6,520
⑤ 買掛金及び未払金	(380,706)	(380,706)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①現金預金、②売掛金及び未収入金並びに③預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 金融商品の時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 預り保証金	12,954

預り保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができないものであります。

7. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

令和7年3月期における当該貸貸等不動産に関する貸貸損益は、311,177千円（貸貸収益は不動産事業収入に、主な貸貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 貸貸不動産の時価等に関する事項

当該貸貸等不動産の貸借対照表計上額、当該増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額				当期末の時価
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
貸貸不動産として使用される部分を含む不動産	1,276,334	237,040	91,237	1,422,137	1,105,739

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、増加額は建物（77,045千円）と附属設備（159,994千円）であります、減少額は減価償却費（83,343千円）などであります。

(注3) 当期末の時価は、令和6年度固定資産税評価額であります。

(注4) 全体の床面積のうち、貸貸面積は7,427.90m²（貸貸割合47.54%）であります。

8. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社屋の土地を秋田県より賃借しているため、契約解除時には原状回復義務を負っており、原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では本社屋を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の 被所有割合	事 業 内 容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員等の 兼任等	事業上の 関 係				
主要 株主	秋田県	秋田市 山王	—	33.3%	—	取締役 1名	土地賃借 (注 1)	家賃地代	3,734	—	—
							貸室賃貸等 (注 2)	売 上 高	38,162	未収入金	3,549
							保安業務等 に係る補助 等 (注 3)	補 助 金	14,688	未収入金	500
	日本航空株式会社	東京都 品川区 東品川	273,200,000	10.0%	定期航空 運送事業	取締役 1名	貸室等賃貸 (注 4)	売 上 高	166,696	未収入金	536
										前受収益	14,850

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	議決権等の被所有割合	事業内容	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の兼任等	事業上の関係				
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	全日本空輸 株式会社	東京都 港区 東新橋	25,000,000	—	定期航空 運送事業	取締役 1名	貸室賃貸等 (注5)	売上高	256,771	未収入金	1,036
	全日空モーター サービス株式会社	東京都 大田区 羽田空港	60,000	—	空港設備 の整備 事業等	無	機器の保守 点検(注6) PBB修理代 (注7)	ビル管理 維持費 修繕費	2,000 676	—	— —
	ANA FESTA 株式会社	東京都 大田区 羽田空港	50,000	—	空港売店 の運営等	無	貸室賃貸等 (注8)	売上高	6,119	未収入金	568

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 秋田県空港管理条例等に定められている土地使用単価に基づいて算出された額となっております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。
- (注3) 補助事業の内訳は、空港保安対策事業(8,504千円)、「子どものえき」設置促進事業(6,184千円)に対する補助金であります。
- (注4) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。
- (注5) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

- (注 6) 特殊機器のため、保守点検できる会社が限定されており、価格その他の取引条件は、全日空モーターサービス株式会社から提示された価格と市場価格を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注 7) 特殊機器のため、価格その他の取引条件は、全日空モーターサービス株式会社から提示された価格と市場価格を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注 8) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	49,936 円 52 銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,476 円 26 銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 5 月 12 日

秋田空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

菅公認会計士事務所
公認会計士 菅 希代美 ㊞

監査意見

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、秋田空港ターミナルビル株式会社の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 47 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、私は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
 - (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 菅 希代美氏の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和7年5月19日

秋田空港ターミナルビル株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 真 印

監査役 斎藤 善一 印

監査役 星憲太郎 印

(注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分について

次のとおり、処分したいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに経営基盤の強化に必要な内部留保等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき100円としたいと存じます。

なお、この場合の総額は、7,500,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月27日としたいと存じます。

(2) その他剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目とその額

利益準備金 750,000円

施設整備積立金 50,000,000円

②減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 58,250,000円